

趣味の講座 お正月フラワーアレンジメント!

日時 12月26日(金) 午前10時～正午 ※受付：午前9時30分から

場所 戸倉公民館 多目的室 **対象者** 町内在住もしくは在勤の人(成人)

定員 15人

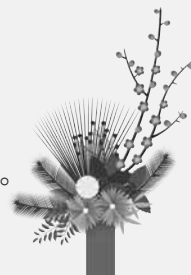
持ち物 花切りはさみ、そうきん、新聞紙、アレンジメントを入れる大きな袋

講師 花の店あん 芳賀 純子 氏

参加料 1人あたり 3,850円(花器込み) ※当日集金します。

申込期限 12月15日(月) ※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

☎ 戸倉公民館 ☎46-9920



令和7年度 南三陸町二十歳の輝き式典 開催

町では、20歳になる皆さまを対象に、
成人を祝う式典を開催します。

日時 令和8年1月11日(日) 午後1時30分

会場 南三陸町総合体育館(ベイサイドアリーナ) 文化交流ホール

対象 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで
町立中学校を卒業した人および令和7年9月現在で町内に住所
を有する人



☎ 志津川公民館 ☎46-1341

学校給食 試食会のお知らせ

1月24日(土)～30日(金)の期間は、全国学校給食週間です。

南三陸町の学校給食は、多くの地場産品を活用し、町の子どもたちの健康と成長を支えています。教育委員会では、この全国学校給食週間に合わせ、食育の促進と学校給食の魅力を知っていただく機会として『町民学校給食試食会』を開催いたします。子どもたちには日常の、大人には懐かしの学校給食をぜひお楽しみください。

今回は、会場の都合により18食限定とさせていただきます。

- 開催日 1月27日(火) 午前11時30分
- 場所 南三陸町学校給食センター(新井田34番地96)
- 献立 児童生徒と同じメニューとなります。
- 料金 実費相当額として1食350円(税込み)を当日集金します。
- 申し込み 12月16日(火) 午前9時から電話のみの受付
- その他 受付は、先着順とさせていただきます。



☎ 南三陸町学校給食センター ☎46-3676

おらほの

納

税

教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、
所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障がい者手帳は持っていないけれど、申告で障がい者控除を受けられるの？

障がい者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり、要介護認定を受けている人は、申請により障がい者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」の提示によって障がい者控除を受けることができます。

※障がい者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)の添付が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町が保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で医療費控除を受けることができます。

(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」でなければ医療費控除は受けられません。町が無料の証明書を発行できるのは、2度目以降です。)

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問合せください。

☎ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎46-3041 (認定書・証明書の発行について)
町民税務課 税 務 係 ☎46-1372 (障がい者控除・医療費控除などの申告について)

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

国民健康保険税……………第7期
介護保険料……………第6期
後期高齢者医療保険料…第6期

納付期限
(令和8年)
1月5日(月)

口座振替日
(令和7年)
12月25日(木)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372